

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）62条3項の規定に基づく保護廃止決定処分に係る審査請求及び法25条2項の規定に基づく保護変更決定処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件各審査請求は、いずれも棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件各審査請求の趣旨は、〇〇福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が請求人に対し、令和元年10月8日付けで行った同月1日を保護廃止日とする保護廃止決定処分（以下「本件処分1」という。）、同年11月19日付けで行った同月18日を保護変更日とする保護変更決定処分（以下「本件処分2」といい、本件処分1と併せて、以下「本件各処分」という。）について、それぞれの取消しを求めるというものである。

第3 請求人の主張の要旨

請求人の主張は、おおむね以下の理由から、本件各処分はいずれも違法又は不当であると主張しているものと解される。

生活費10月分7万円が止って、トランクルームの支払いに困っているのです。どうか10月分を払って下さい。11月分の11/2～11/17までの生活費も審査下さる様よろしく上訴致

します。

第4 審理員意見書の結論

本件各審査請求はいずれも理由がないから、行政不服審査法45条2項の規定を適用して、棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
令和 3年 1月15日	諮問
令和 3年 2月25日	審議（第52回第2部会）
令和 3年 3月19日	審議（第53回第2部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

- (1) 法4条1項によれば、保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われるとされている。
- (2) 法25条2項は、「保護の実施機関は、常に、被保護者の生活状態を調査し、保護の変更を必要とすると認めるときは、速やかに、職権をもってその決定を行い、書面をもって、これを被保護者に通知しなければならない」とされている。
- (3)ア 法27条1項によれば、保護の実施機関は、被保護者に対して、生活の維持、向上その他保護の目的達成に必要な指導又は指示をすることができる、とされている。

イ そして、「生活保護法による保護の実施要領について」
（昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長通知。
以下「局長通知」という。）第11・2・(1)によれば、保護
受給中の者については、随時、必要な助言、指導を行うほか、
その他、保護の目的を達成するため、又は保護の決定実施を
行うため、特に必要があると認められるとき（第11・2・
(1)・ス）は、必要に応じて法27条の規定に基づく指導指示
を行うこととされている。

また、局長通知第11・2・(4)によれば、「法第27条に
よる指導指示は、口頭により直接当該被保護者（これにより
がたい場合は、当該世帯主）に対して行うことを原則とする
が、これによって目的を達せられなかったとき、または目的
を達せられないと認められるとき、及びその他の事由で口頭
によりがたいときは、文書による指導指示を行うこととする。
当該被保護者が文書による指導指示に従わなかったときは、
必要に応じて法第62条により所定の手続を経たうえ当該世
帯又は当該被保護者に対する保護の変更、停止又は廃止を行
うこと。」とされている。

ウ さらに、「生活保護法による保護の実施要領の取扱いにつ
いて」（昭和38年4月1日社保第34号厚生省社会局保護
課長通知。以下「課長通知」という。）第11・問1の答に
よれば、被保護者が書面による法27条の指導指示に従わな
い場合に、保護の変更によることが適当でない場合は保護を
停止することとし、保護の停止後においても引き続き指導指
示に従わない場合には、さらに書面による指導指示を行うこ
ととし、これによってもなお従わない場合、法62条の所定
の手続きを経た上で保護を廃止することとする。また、上記
にかかわらず、保護の停止を行うことによっては当該指導指

示に従わせることが著しく困難であると認められるときは、保護を廃止することとされている。

- (4) 法 6 1 条によれば、被保護者は、収入、支出その他生計の状況について変動があったとき、又は居住地若しくは世帯の構成に変動があったときは、すみやかに、保護の実施機関又は福祉事務所長にその旨を届け出なければならないとされている。
- (5) 法 6 2 条 1 項によれば、被保護者は、保護の実施機関が、法 2 7 条の規定により、被保護者に対し、必要な指導又は指示をしたときは、これに従わなければならないとされ、同条 3 項は、保護の実施機関は、被保護者が同条 1 項の指導又は指示による義務に違反したときは、保護の変更、停止又は廃止をすることができることとされている。

そして、同条 4 項は、前項の規定により保護の変更、停止又は廃止の処分をする場合には、当該被保護者に対して弁明の機会を与えなければならないとし、この場合においては、あらかじめ、当該処分をしようとする理由、弁明をすべき日時及び場所を通知しなければならない、とされている。

また、法施行規則 1 9 条によれば、法 6 2 条 3 項に規定する保護の実施機関の権限は、法 2 7 条 1 項の規定により保護の実施機関が書面によって行った指導又は指示に、被保護者が従わなかった場合でなければ行使してはならない、とされている。その趣旨は、保護の実施機関が上記の権限を行使する場合にこれに先立って必要となる法 2 7 条 1 項に基づく指導又は指示を書面によって行うべきものとすることにより、保護の実施機関による指導又は指示及び保護の廃止等に係る判断が慎重かつ合理的に行われることを担保してその恣意を抑制するとともに、被保護者が従うべき指導又は指示がされたこと及びその内容を明確にし、それらを十分に認識し得ないまま不利益処分を受け

ることを防止して、被保護者の権利保護を図りつつ、指導又は指示の実効性を確保することにあるものと解され、法 27 条 1 項に基づく指導又は指示の内容が客観的に実現不可能又は著しく実現困難である場合には、当該指導又は指示に従わなかったことを理由に法 62 条 3 項に基づく保護の廃止等を行うことは違法となると解されている（最高裁判所平成 26 年 10 月 23 日判決。裁判所ウェブサイト掲載判例参照）。

- (6) 局長通知及び課長通知は、いずれも地方自治法 245 条の 9 第 1 項及び 3 項の規定による法の処理基準である。

2 本件処分の検討

- (1) 本件処分 1 について

ア 請求人は、土地明渡しの強制執行により住居を解体撤去され、前住居を失って以来、路上生活と宿泊所での生活を繰り返しており、請求人が宿泊所を退去するたびに、処分庁から口頭及び文書により居所を定めるよう指導を受けていたことが認められる。そして、処分庁は、請求人が事務所に事前の相談もなく居所を退去しない旨を記載した書面を請求人に提出させていたことが認められる。それにもかかわらず、請求人は再度、事務所への事前相談もなく、宿泊所 3 を退去し、路上生活をしていたことが認められる。

そのため、担当者は、請求人に対し、1 週間以内に居所を定めるよう本件口頭指導を行ったが、請求人はこれに従わなかったことが認められる。

そして、処分庁は、法 27 条 1 項の規定に基づき、請求人に対し、文書による本件指示を行ったが、請求人はこれに従わず、履行期限までに居所を定めなかったことから、法 62 条 4 項の規定に基づき、本件弁明機会通知書により請求人に本件弁明機会を設けたところ、請求人は、本件弁明機会に出

席し、本件弁明をしたことが認められる。

しかし、処分庁は、本件弁明については、本件指示書に基づく義務を履行しない正当な理由であるとは認められないと判断し、法62条3項の規定に基づき、本件処分1を決定し、その旨請求人に通知したことが認められる。

イ 以上の事実によれば、路上生活を続ける請求人に対し、担当者は居所を定めるよう繰り返し指導を行ったが履行されなかったものと認められることから、処分庁が請求人に対し、本件指示を行ったことは妥当であり、指示の内容も保護の目的を達成するために必要かつ相当なものであるといえる。

そして、請求人は本件指示に従わず、本件弁明については、居所を定めないことについて正当な理由であるとは認められないことから、処分庁の行った本件処分1は、上記1の法令等の規定に基づき適正になされたものと認められ、また、本件処分1に至るいずれの手續をみても、何ら違法、不当な点を認めることができない。

したがって、本件処分1は、違法又は不当なものとは認められない。

(2) 本件処分2について

ア 本件処分1の後、処分庁は、請求人からの保護申請に基づき、令和元年11月11日付けで、請求人に対し、法による保護の再開を決定したことが認められる。

そして、処分庁は、請求人から宿泊証明書が提出されたことから、11月分の保護費を緊急払で支給することを同月13日付けで決定し、翌日に支給したことが認められる。

その後、担当者が、保護再開後初めて本件宿泊所を訪問した際、請求人が、令和元年11月12日から同月17日までの間、本件宿泊所を離れて路上生活していたと述べていたこ

とから、担当者が本件宿泊所の職員に請求人の宿泊状況を確認したところ、請求人の報告に相違ないことが判明したことが認められる。

そのため、処分庁は、請求人が本件宿泊所を不在にしていた6日間分の住宅扶助費を減額する本件処分2を行ったことが認められる。

イ 以上の事実によれば、請求人が令和元年11月12日から同月17日までの6日間、本件宿泊所に宿泊していなかったことが認められ、また、このことは本件宿泊所から提出された領収書からも明らかであることから、処分庁の行った本件処分2は、上記1の法令等の規定に基づき適正になされたものと認められ、何ら違法、不当な点を認めることができない。

したがって、本件処分2は、違法又は不当なものとは認められない。

3 請求人の主張について

請求人は、本件各処分について、上記第3のとおり主張する。

しかし、本件各処分が法令等の規定に基づき、いずれも適正になされていると認められることは、上記2のとおりであるから、請求人の主張をもって、本件各処分の取消理由とすることはできないというほかはない。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件各処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

近藤ルミ子、山口卓男、山本未来

別紙1及び別紙2(略)